

第54期(令和5年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)

令和4年度の実績

5月下旬 全員協議会	6月10日(金) 13:30~	第1回 全員協議会	令和5年度審議会運営の説明 令和5年度審議会開催日程の説明 特定最低賃金の申出要件説明
6月 事業場視察(予定)			
7月上旬 本 審	7月7日(木) 13:30~ 第9回本審	第1回 本 審	熊本県(地域別)最低賃金改正の諮問 専門部会委員の推薦公示 関係者からの意見聴取の公示 最低賃金審議会令第6条第5項の適用決議について 特定最低賃金改正の申出 特定最低賃金改正決定の必要性有無の諮問 熊本県の経済情勢等について(財務局)
	地域別専門部会委員公示 7月8日~7月19日(推薦公示)		
7月下旬 専門部会	7月27日(水) 10:30~ 第1回専門部会	第1回 地域別専門部会	部会長、部会長代理の選出 意見書の審議 最低賃金改定状況調査結果の説明 最低賃金基礎調査結果の説明 基本的見解の表明 今後の審議日程
※中賃目安答申 7月下旬頃 令和4年度は、8月2日(火)中賃目安答申			
7月下旬 本 審 専門部会	8月2日(火)9:30~ 第2回専門部会 8月3日(水)9:30~ 第10回本審	第2回 本 審 第2回 地域別専門部会	令和5年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達) 金額提示 金額審議
7月下旬 専門部会	8月3日(水)10:00~ 第3回専門部会	第3回 地域別専門部会	金額提示 金額審議
8月上旬 専門部会	8月4日(木)14:00~ 第4回専門部会	第4回 地域別専門部会	金額提示 金額審議
※10月1日発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。			
8月上旬 専門部会 運 小 本 審	8月5日(金)9:30~ 第5回専門部会 運 小13:30~ 第11回本審 14:30~	第5回 地域別専門部会 第1回 運営小委員会 第3回 本 審	金額提示 金額審議 答申(第6条第5項適用) 特定最賃改正申出書の審査結果報告 特定最賃改正決定の必要性有無の審議、答申 熊本県最低賃金改正の答申(報告) 特定最低賃金改正の必要性有無の報告 特定最低賃金改正決定の諮問 特定最賃専門部会の審議会令第6条第5項の適用決議
※異議申出締切 8月20日(金)			
8月下旬 本 審	8月23日(火) 第12回本審10:30~	第4回 本 審	地域別最低賃金改正異議申出の諮問、審議及び答申 地域別最低賃金専門部会の廃止決議
9月下旬~10月上旬 専門部会	9月27日(火)9:30~ 10月4日(火)15:00~ 9月28日(水)15:00~	第1回 特定最賃専門部会(輸送機械) 第1回 特定最賃専門部会(百貨店) 第1回 特定最賃専門部会(電気機械)	部会長、部会長代理の選出 基礎調査結果説明・基本的見解の表明・金額提示 同 上 同 上
10月上旬 専門部会	9月30日(金)9:30~ 10月7日(金)13:30~ 10月5日(水)14:00~	第2回 特定最賃専門部会(輸送機械) 第2回 特定最賃専門部会(百貨店) 第2回 特定最賃専門部会(電気機械)	金額審議 金額審議 答申(第6条第5項適用) 金額審議 答申(第6条第5項適用)
10月中旬 専門部会	10月12日(水)9:30~	第3回 特定最賃専門部会(輸送機械) 第3回 特定最賃専門部会(百貨店) 第3回 特定最賃専門部会(電気機械)	金額審議 答申(第6条第5項適用)
※12月15日(水)発効とするためには、10月14日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。			
10月中旬	10月14日(金)10:30~	第5回 本 審	特定最賃専門部会報告、採決、改正答申
※異議申出締切 10月31日(月)			
10月下旬	11月1日(火) 中 止	第6回 本 審	異議申出の諮問、答申 特定最賃専門部会の廃止決議
3月上旬~中旬 本 審	3月9日(木)14:00~	第7回 本 審	令和6年度審議会運営協議 特定最賃改正申出の意向表明(確認)

地域別最低賃金

特定(産業別)最低賃金

令和4年度地域別最低賃金の改定状況

目安 ランク	都道府県名	4年度改定金額	3年度改定金額	引上げ額	目安額との比較	発効日
A	東京	1,072	1,041	31	±0	R4. 10. 1
A	神奈川	1,071	1,040	31	±0	R4. 10. 1
A	大阪	1,023	992	31	±0	R4. 10. 1
A	埼玉	987	956	31	±0	R4. 10. 1
A	愛知	986	955	31	±0	R4. 10. 1
A	千葉	984	953	31	±0	R4. 10. 1
B	京都	968	937	31	±0	R4. 10. 9
B	兵庫	960	928	32	+1	R4. 10. 1
B	静岡	944	913	31	±0	R4. 10. 5
B	三重	933	902	31	±0	R4. 10. 1
B	広島	930	899	31	±0	R4. 10. 1
B	滋賀	927	896	31	±0	R4. 10. 6
C	北海道	920	889	31	+1	R4. 10. 2
B	栃木	913	882	31	±0	R4. 10. 1
B	茨城	911	879	32	+1	R4. 10. 1
C	岐阜	910	880	30	±0	R4. 10. 1
B	富山	908	877	31	±0	R4. 10. 1
B	長野	908	877	31	±0	R4. 10. 1
C	福岡	900	870	30	±0	R4. 10. 8
B	山梨	898	866	32	+1	R4. 10. 20
C	奈良	896	866	30	±0	R4. 10. 1
C	群馬	895	865	30	±0	R4. 10. 8
C	岡山	892	862	30	±0	R4. 10. 1
C	石川	891	861	30	±0	R4. 10. 8
C	新潟	890	859	31	+1	R4. 10. 1
C	和歌山	889	859	30	±0	R4. 10. 1
C	福井	888	858	30	±0	R4. 10. 2
C	山口	888	857	31	+1	R4. 10. 13
C	宮城	883	853	30	±0	R4. 10. 1
C	香川	878	848	30	±0	R4. 10. 1
D	福島	858	828	30	±0	R4. 10. 6
D	島根	857	824	33	+3	R4. 10. 5
C	徳島	855	824	31	+1	R4. 10. 6
D	岩手	854	821	33	+3	R4. 10. 20
D	山形	854	822	32	+2	R4. 10. 6
D	鳥取	854	821	33	+3	R4. 10. 6
D	大分	854	822	32	+2	R4. 10. 5
D	青森	853	822	31	+1	R4. 10. 5
D	秋田	853	822	31	+1	R4. 10. 1
D	愛媛	853	821	32	+2	R4. 10. 5
D	高知	853	820	33	+3	R4. 10. 9
D	佐賀	853	821	32	+2	R4. 10. 2
D	長崎	853	821	32	+2	R4. 10. 8
D	熊本	853	821	32	+2	R4. 10. 1
D	宮崎	853	821	32	+2	R4. 10. 6
D	鹿児島	853	821	32	+2	R4. 10. 6
D	沖縄	853	820	33	+3	R4. 10. 6
	全国加重平均	961	930	31		

令和5年2月20日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会
議 長 小材 和博
住 所 熊本市南区八幡1丁目1番1号
電話番号 096-357-6125

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達している
ことから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年6月30日（金）まで

以上



令和5年2月20日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 自動車総連熊本地方協議会
議長 松村 勲
住 所 熊本県菊池郡大津町平川1500
電話番号 096-293-5115

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年6月30日（金）まで

以上



令和5年2月20日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 UAゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継
住 所 熊本市中央区九品寺1丁目17-9
電話番号 096-381-6130

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和5年6月30日（金）まで

以上



令和5年度 特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

熊本労働局(令和5年1月)

産 業 別 最 低 賃 金	令 和 4 年 度		備 考
	適用事業場数	適用労働者数	
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	146	8,876	
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・ 修理業, 船用機関製造業	142	9,077	
熊本県百貨店, 総合スーパー	34	3,953	
総 計	322	21,906	